

中国地区英語教育学会会則

- 第1条 本会は中国地区英語教育学会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、東広島市鏡山1丁目1番1号におく。
- 第3条 本会は英語教育に関する研究を行ない、わが国における英語教育学の発展をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するためにつぎの活動を行なう。
- 1 研究会、研究発表会などの開催
 - 2 研究紀要の刊行
 - 3 その他必要な事業
- 第5条 本会は次のものをもって組織する。
- 1 中国地区の小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学において英語教育、その他ひろく言語教育にたずさわるもの
 - 2 その他本会の趣旨に賛同し入会を希望するもの
- 第6条 本学会の会員は、正会員、および、本学会を支援する賛助会員とする。ただし、団体会員を置くことができる。
- 2 賛助会員、団体会員に関する規程は別に定める。
- 第7条 本会につぎの役員をおく。
- 1 会長 1名 副会長 2名
 - 2 理事 若干名
 - 3 会計監査 2名
- 2 本学会に、名誉会長、顧問を置くことができる。
- 第8条 役員はつぎのようにして定める。
- 1 理事及び会計監査は総会において選出する。
 - 2 会長及び副会長は理事会において互選する。
 - 3 名誉会長、顧問は理事会の議を経て、総会の承認を受けて決定する。
- 第9条 役員の仕事をつぎのとおり定める。
- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。
 - 2 理事は理事会を組織し、会の運営にあたる。
 - 3 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第10条 各役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第11条 総会は毎年1回これを開く。
- 第12条 本会の経費は会費1人年額4,500円、および寄付金その他の収入による。ただし、研究紀要は刊行費など別に実費を徴収することがある。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第14条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ、変更することができない。
- 第15条 本会則は昭和45年11月14日より施行する。
- 附則（昭和47年10月7日一部改正）
この改正規程は昭和48年4月1日から施行する。
- 附則（昭和50年10月4日一部改正）
この改正規程は昭和50年4月1日から施行する。
- 附則（平成元年10月7日一部改正）
この改正規程は平成2年4月1日から施行する。
- 附則（平成7年10月7日一部改正）
この改正規程は平成8年4月1日から施行する。
- 附則（平成9年9月27日一部改正）
この改正規程は平成10年4月1日から施行する。
- 附則（平成12年9月23日一部改正）
この改正規程は平成13年4月1日から施行する。
- 附則（平成19年6月16日一部改正）
この改正規程は平成19年6月16日から施行する。
- 附則（平成22年6月26日一部改正）
この改正規定は平成22年6月26日から施行する。